

居住費（光熱水費）の負担が変わります。

平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆様の光熱水費のご負担額を次のとおり見直します。

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在（平成29年9月まで）	平成29年10月～平成30年3月	平成30年4月～
・ 下記以外の方	320円	370円	370円
・ 医療の必要性の高い方（※）	0円	200円	370円
・ 指定難病の方 ・ 老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

※ 人工呼吸器や静脈栄養等が必要な方で、指定難病の方以外

- この見直しは、在宅療養や介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をお願いすることとなります。
- ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

※今回の光熱水費の見直しは、医療療養病床に入院する65歳以上の方が対象であり、65歳未満の方や、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。

※この記事は、厚生労働省が作成したポスターを参考にしました。